

産業用ロボットの教示、検査等業務（学科）の特別教育講習開催のご案内

主催 一般社団法人 岐阜労働基準協会

労働安全衛生法では、事業者が産業用ロボットの教示、検査等の業務に労働者をつかせるときは、「安全衛生特別教育規程」に基づく科目について、安全衛生のための特別教育を行わなければならないことと定めています。（労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条）

当協会では、この特別教育を下記により開催しますので、該当する労働者はもれなく受講されますようご案内申し上げます。

特別教育規程では、教示等の業務と検査等の業務は別になっていますが、当協会の教育は、両業務を混成した内容になっています。

記

1. 講習日時と会場

日 時 令和8年8月20日（木）・21日（金） 受付8時30分から
（1日目 9:00～17:00）・（2日目 9:00～16:30）

会 場 岐阜県福祉・農業会館 岐阜市下奈良2-2-1
TEL 058（201）1598

2. 定 員 50名

3. 受講料 （テキスト代・消費税10%を含む）

会 員 1名につき 12,100円（うち消費税 1,100円） *岐阜県内の各労働基準協会員対象
非会員 1名につき 15,400円（うち消費税 1,400円）

4. 申込先 〒500-8144 岐阜市東栄町3丁目4番地3 一般社団法人 岐阜労働基準協会 TEL 058（246）0863 FAX 058（247）4866 にてお申込みください。 *E-mail (gifuikyokai20@wind.ocn.ne.jp) でも申込み可能です。

申込書を添付のうえ、お申込みください。

但し、定員になり次第締切ります。

5. 振込先 十六銀行 田神出張所 普通預金 0137981 一般社団法人 岐阜労働基準協会 講習の1週間前までに納付してください（振込手数料は、振込人負担をお願いします）。 ご都合により受講されない場合、8月18日までにその旨ご連絡がないときは、受講料は お返しできません。

6. 修了証の交付

講習の全科目を修め、修了試験に合格した方に当日修了証を交付いたします。

7. 講習科目

科 目	範 囲	時 間
産業ロボットに関する知識	産業ロボットの種類、制御方法、駆動方式、各部の構造及び機能並びに取扱いの方法、制御部品の種類及び特性	4時間
産業ロボットの教示等の作業に関する知識	教示等の作業の方法、教示等の作業の危険性、関連する機械等との連動の方法	4時間
産業ロボットの検査等の作業に関する知識	検査等の作業の方法、検査等の作業の危険性、関連する機械等との連動の方法	4時間
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	1時間

※なお、実技（産業ロボットの操作の方法1時間、教示等の操作の方法2時間、検査等の作業の方法3時間）につきましては、ロボットの種類が多い関係から各事業場で実施してください。

8. 受講票（A4用紙）・筆記用具を持参して下さい。

（注）貴重品は各自が責任をもって管理して下さい。

駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関でお越しいただくようお願いします。

産業用ロボット（教示・検査等）業務（学科） 申込書 兼 受講票

受講番号	ふりがな		生年月日	昭和	年	月	日
	氏 名			平成			
★主催者記入欄	ふりがな						
	現住所						
令和8年8月20日		会 場	岐阜県福祉農業会館（岐阜市下奈良2-2-1）		9時開講		
令和8年8月21日		会 場	岐阜県福祉農業会館（岐阜市下奈良2-2-1）		9時開講		

上記のとおり受講料 名分 円を 現金（1週間前までに協会へ持参）にて申込みます。
振込（ 月 日予定）

令和 年 月 日

郵便番号

所在地

事業所名

担当者名

T E L

F A X

※必ずご記入ください。受講番号を記入しFAXにて返信します（FAXのない場合は郵送します）。

※E-mailの方は申込時のアドレスに返信します。

申込後1週間経過しても返信がない場合は、お手数ですが058-246-0863までご連絡ください。

協会名または支部名

※ ご提出いただきました個人及び企業・団体等に関する情報は、当協会が責任を持って管理し、申込みいただきました講習会の適正な運営のため以外には使用いたしません。

一般社団法人 岐阜労働基準協会
岐阜市東栄町3丁目4番地3
TEL 058-246-0863

◆コメント◆

請求書について、下記に○を付けてください。

不要・必要（FAX又はE-mailにて送付）

☆請求書が必要な方のみ

原本：不要・必要（受講日に角印を押印したものをお渡しします）

＜産業用ロボットの教示、検査等の業務に係る特別教育＞

実技教育	「産業用ロボットの操作の方法」	1 時間
	「産業用ロボットの教示等の作業の方法」	2 時間
	「産業用ロボットの検査等の作業の方法」	3 時間

実技実施内容

講師（資格要件は特になし。上記作業について十分な知識、経験があればいい。実際に使用しているロボットのメーカー又は納入業者等でもいい。）

講師の直接指導のもと、下記の事項を行う。

社内にそれぞれの業務に関する手順書が作成されていれば、当該手順書により行うこと。手順書が作成されていない場合は、テキストの手順書例を参考に行う。

- 1 「産業用ロボットの操作の方法」
手順書に基づき、既に教示済みであるロボットの始動及び停止を行う。社内に種類の異なる産業用ロボットがあれば、それぞれの種類のロボットについて操作する。
始動前の安全確認については、テキスト 88 ページの（１）のとおり。
- 2 「産業用ロボットの教示等の作業の方法」
手順書に基づき、教示作業を行う。
（手順書例、テキスト 285 ページから 291 ページ）
- 3 「産業用ロボットの検査等の作業の方法」
手順書に基づき、検査、修理、調整作業を行う。
テキスト 158 ページの検査項目及び 160 ページの敵点検項目に基づき、目視等により検査を行う。（取扱説明書を参照）

記録

受講者名、講師名、実施内容、実施年月日、実施時間を記録。